明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（二五）　二

〔告　示〕
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二六〇）　三〇
○原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定についての見解及び了解に関する公文の署名に関する件（同二六一）

本号で公布された法令のあらまし

◇原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（条約第二五号）（外務省）

この協定は、インド共和国との間で原子力の平和的利用における協力を行うことを目的としたものであり、その概要は、次のとおりである。

1　この協定の下での協力は、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給、この協定の範囲内の事項に関する役務の提供及び受領等の方法により行うことができる。ただし、ウランの濃縮、使用済核燃料の再処理等のための技術及び設備並びにプルトニウムは、この協定がこれらの移転を可能にするように改正された場合に限り、この協定の下で移転することができる。（第二条関係）

2　この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。（第三条関係）

3　この協定の下での協力は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の関係する協定に従って同機関の保障措置が適用されていることを要件として行う。この協定に基づいて移転された核物質等は、同機関の保障措置の適用を常に受ける。（第四条関係）

4　各締約国政府は、この協定に基づいて移転された全ての核物質等についての計量管理制度を維持する。両締約国政府は、この協定の適用を受ける核物質及び核物質ではない資材であって国際原子力機関の保障措置の下にあるものに関する情報、この協定の適用を受ける設備及び技術に関する情報並びにその他の関連する情報を交換する。（第五条関係）

5　両締約国政府は、双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する。（第六条関係）

6　各締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。両締約国政府は、この協定の適用を受けるプルトニウム及びウラン二三三（照射を受けた燃料要素に含まれるプルトニウム及びウラン二三三を除く。）並びに高濃縮ウランが貯蔵されている施設の一覧表を毎年交換する。（第七条関係）

7　この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。（第一〇条関係）

8　この協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン二三五の濃縮度が二〇パーセント未満である範囲で濃縮することができる。二〇パーセント以上になる濃縮は、供給締約国政府の書面による同意が得られた場合に限り行うことができる。この協定に基づいて移転された核物質等は、この協定の附属書Bの規定に従い、かつ、民生用の原子力施設への保障措置の適用のためのインド共和国政府と国際原子力機関との間の協定が効力を有していること等を条件として、インド共和国の管轄内において再処理することができる。（第一一条関係）

9　両国の間において移転される核物質等は、供給締約国政府が受領締約国政府に対して書面により事前に通告した場合に限り、かつ、これらが受領締約国政府の国の管轄に入る時から、この協定の適用を受ける。この協定に基づいて移転された核物質等は、第一〇条の規定に従って受領締約国政府の国の管轄の外に移転された場合等には、この協定の適用を受けないこととなる。この協定に基づいて移転された核物質等であって、各締約国政府の国際原子力機関との保障措置協定に適合するものの特定に当たり、代替可能性の原則、構成比率による比例の原則及び同等性の原則を適用することができる。（第一二条関係）

10　両締約国政府は、この協定の適用から生ずる事項について協議するため、合同委員会を設置する。この協定の解釈又は適用に関して紛争が生じた場合には、両締約国政府は、当該紛争を解決するよう努める。（第一三条関係）

11　各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。この協定の終了を求める締約国政府は、未解決の問題について相互に受け入れることができる解決が得られなかった旨又は協議により解決することができない旨を当該締約国政府が決定する場合には、この協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する。この協定の下での協力の停止の後に、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。第一一条の規定に基づく再処理は、この協定の附属書Bに規定する施設におけるこの協定の適用を受ける核物質の再処理の継続が自国の国家安全保障に対する重大な脅威を生じさせるおそれがある等といずれか一方の締約国政府が判断する場合に限られる例外的な状況において、いずれか一方の締約国政府により停止される。（第一四条関係）

12　この協定は、両締約国政府の書面による合意によっていつでも改正することができる。（第一六条関係）

13　この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、四〇年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定を終了させる意思を書面により通告しない限り、自動的に一〇年間ずつ延長されるものとする。この協定の下での協力の停止又はこの協定の終了の後においても、第一条、第三条、第四条、第五条1、第六条、第七条、第一〇条、第一一条、第一二条3、第一三条及び第一四条の規定は、引き続き効力を有する。（第一七条関係）

14　附属書Aは核物質ではない資材及び設備とされるものを、また、附属書Bはインド共和国の管轄内にあるこの協定に基づいて移転された核物質等の再処理の条件をそれぞれ定めている。

15　この協定に関連し、この協定の規定の実施等に関する日本国とインド共和国の見解を記すとともに、これが両国の見解の正確な反映であることが了解されることを規定した見解及び了解に関する公文が作成されている。